

結婚新生活支援事業

新婚世帯に対して、婚姻を機に行った住宅の購入・リフォーム・貸借、引越に係る費用を支援します。

対 象 以下の全てを満たす夫婦

1. 婚姻日が令和8年1月1日～令和9年3月31日
2. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
3. 夫婦の令和7年分所得の合計が500万円未満
4. 過去に本補助金の交付を受けたことがない
5. 夫婦いずれも町税等の滞納がない
6. 指定の講座等を令和8年度内に夫婦ともに受講している

講座受講等

本補助金の申請にあたり、次のいずれかひとつの講座受講等が必要です。

- ライフデザイン支援講座
- プレコンセプションケアに関する講座
- 共家事・子育て講座
- 医療機関への妊娠・出産に関する相談

補助対象経費

婚姻に伴う住宅購入費用、住宅リフォーム費用、住宅賃貸借費用、引越費用

※夫婦のいずれかが支払った費用に限る



補助上限額

夫婦ともに29歳以下の場合60万円

夫婦ともに39歳以下の場合30万円

申請期限 令和9年3月31日まで

その他

※申請方法・講座受講方法など詳しくは町ホームページをご確認ください。

※予算に限りがあり、年度途中で受付を終了する場合があります。

※3月中に申請を予定する人は、必ず2月末までにご相談ください。

※奨学金を返済している場合、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除し、所得を計算します。



▲伯耆町
ホームページ



問い合わせ先

企画課 地域未来戦略室

0859-68-4001

菜の花・レンゲ 栽培者の募集

農地の保全や地域の美しい景観づくりのために、「菜の花」「レンゲ」を栽培したい個人や営農組織を募集しています。応募要件を満たした個人・営農組織には、栽培面積に応じた種子を無償提供します。また、5割以上開花した農地には、開花率に応じた交付金を交付します。

応募要件 以下の全てを満たす場合、応募ができます。

【応募者】 ● 町内に住所を有する者または営農組織
● 栽培に適した管理を実施できる者

【農地の広さ】 ● おおむね集落単位で栽培面積が30a以上となること

【農地の場所】 ● 栽培する箇所は町内の農地で、主要幹線道路・鉄道等の沿線または公共施設の周辺

申込期限 8月7日(金)



申込み・問い合わせ先

産業課 農林室

0859-68-3315